

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）

### 議事概要

#### 1 日時

令和3年1月13日（水）18時17分～18時31分

#### 2 場所

官邸2階大ホール

#### 3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 梶山 弘志

環境大臣 小泉 進次郎

内閣官房長官 加藤 勝信

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

内閣府特命担当大臣 河野 太郎

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 平井 卓也

内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

復興副大臣 横山 信一

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 ミッ林 裕巳

総務副大臣 熊田 裕通

外務副大臣 鷲尾 英一郎

財務副大臣 伊藤 渉

農林水産副大臣 宮内 秀樹

国土交通副大臣 岩井 茂樹

防衛副大臣 中山 泰秀

内閣官房副長官 坂井 学

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 阿達 雅志

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣官房副長官補 滝崎 成樹

内閣官房副長官補 高橋 憲一

内閣広報官 山田 真貴子

内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

#### 4 議事概要

##### 【厚生労働大臣】

最近の感染状況等について、専門家からは、全国の新規感染者数は、首都圏（1都3県）、特に東京での急速な増加に伴い、過去最多の水準の更新が続いている。急増している新規感染者は若年層（30代以下）が多い。急速に感染者数が増加している自治体では、入院調整が困難となったり、高齢者施設等の中で入院を待機せざるを得ない例も増加。通常であれば受診できる医療を受けることができない事態も生じ始めている。昨年末の感染拡大は、職場の宴会や、若者の飲食が主な感染拡大の要因となり、職場や家庭内の感染につながったと考えられる。今後さらに高齢者への感染拡大が懸念される。一方、年明けからの感染者数の増加は、帰省による親戚との会食などが要因の一つと考えられるが、引き続き検討が必要。東京での感染拡大は、周辺自治体にも波及。直近1週間の新規感染者数は、東京都だけで全国の3割弱を占め、1都3県で1/2強を占めている。こうした動きは、関西圏の京都、大阪、兵庫、中京圏の愛知、岐阜、九州の福岡でも同様となっており、これらの都道府県で新規感染者数の8割弱を占めている。大都市における感染者を早急に抑制しなければ、地方での感染を抑えることも困難になる、などの評価・分析を頂きました。

今後の取組については、専門家から、大都市圏において、早急に感染を減少させるための効果的な対策の実施が求められる。また、首都圏に隣接する栃木、及び福岡において感染が急速に拡大しており、適切に対策を実施することが必要と考えられる。医療提供体制等は非常に厳しい状況となっているが、こうした状況が続くことも想定される中で、昨年末にとりまとめられ、支援内容も拡充された「医療提供体制パッケージ」も活用し、必要な体制を確保することが必要。不要不急の外出の自粛や感染につながりやすい形での飲食の自粛は、20時以前であっても重要。また、テレワークの実施など接触機会の削減が重要。そのためのメッセージを国・自治体等が一体感を持って発信することが必要、などの評価を頂いています。

##### 【尾身会長】

本日は、緊急事態宣言の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け議論いたしました。

まず、緊急事態宣言についてですが、緊急事態措置を実施すべき区域等の変更の必要性について検討いたしました。

感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について総合的に勘案し、その結果、首都圏とともに、大阪府や愛知県、福岡県等大都市から周辺地域へ感染拡大していることを踏まえ、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の7府県を新たに対象区域に追加とするという変更等を了承いたしました。

また、期間については既に対象区域となっている1都3県同様2月7日までとする、基本的対処方針等の変更案を了承しました。

最後に一点申し上げます。今回のコロナ対策の基本、つまり、不要不急の外出をなるべく避けること、そして、「3密」「大声」「マスクなしの会話」の機会をできるだけ減らすこと、これらが今求められています。政府におかれましては、このメッセージを国民の皆さんに十分お知らせいただければ幸甚であります。

## 【西村国務大臣】

先ほど尾身会長から御紹介いただいたとおり、本日の諮問委員会において、緊急事態宣言の区域変更に関する公示案について、諮問したとおり御了解を頂きました。この後、対策本部長である総理に、緊急事態宣言の区域変更を行っていただくこととなります。

これに併せて、基本的対処方針の変更について了解を頂いたところです。この後、本部で決定したいと思います。

そのポイントのみ御紹介申し上げます。

1月7日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象とした緊急事態宣言を行ったところですが、その後、改めて感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、これらの1都3県に加えまして、新たに栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を追加することといたしました。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月14日から令和3年2月7日までの25日間としています。

このうち、関西圏と中京圏の大都市部については、医療も含め極めて厳しい状況であると知事からの要請があったところです。

「栃木県」と「福岡県」については、直近1週間の人口10万人あたりの感染者が、栃木県が44.31人、福岡県が40.99人と、大阪府に匹敵する、首都圏に次ぐ極めて高い水準になっており、病床もかなりひっ迫してきていることから、専門家の皆さんに御判断を頂いたところです。

今回の緊急事態措置を実施すべき区域として追加された2府5県については、先の1都3県と同様に、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食店に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等により、飲食につながる人の流れを制限する、という考えを基本としています。

緊急事態宣言が発令されて以降の1か月の間で、早急に感染状況を減少傾向へと転じさせ、まずは、解除の基準となるステージⅢを目指し、さらにステージⅡ相当以下へ感染状況を収束させることを目指し、関係府省庁や地方自治体と緊密に連携し、何としても国民の命を守り抜けるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

### 【内閣官房長官】

緊急事態宣言発出により、政府として感染拡大防止に全力を挙げていること、このため、感染拡大のリスクをとにかく小さくすることが必要であること、変異株に端を発して、とりわけ水際の防疫措置を強化する必要性が高まっていることから、以下の強化策を講じることといたします。

まず、入国者全員に対し、14日間待機等の誓約書を求める。違反した場合は、検疫法上の停留、氏名等の公表、外国人の場合は在留資格取消手続及び退去強制手続の対象とする。

またこれに加え、緊急事態宣言の下で、国民の感染拡大リスクを極力小さくするため、ビジネストラック、レジデンストラックを宣言解除までの間、一時停止する。

既に日本への入国準備を済ませた技能実習生や留学生等に配慮し、停止発表後1週間は、既にビザを取得している者は入国可能とする。なお、レジデンストラックでは14日間待機を求めているところ、同様に、ビジネストラックでこの1週間に入国する出張者についても、14日間の待機を求める。

相手国に対しては、宣言解除後は、速やかに再開できるよう、「現在、我が国は緊急事態宣言を発出し、感染拡大防止のためにありとあらゆる手段を講じているところであり、この期間はとりわけ水際の防疫措置を強化する必要性が高まっていることから、一時停止する。」旨丁寧に説明することとする。

こうしたことで対応させていただきたいと思っておりますので、御了承の程、よろしくお願い申し上げます。

### 【内閣総理大臣】

年末からの、首都圏、特に東京での急速な感染拡大に加え、年明けからは、中京圏、関西圏などでも感染者数が急増し、強い危機感を持っております。

こうした中、本日の諮問委員会における議論を踏まえ、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県（注）、栃木県の7府県について、特措法に基づく緊急事態措置の対象といたします。感染状況に加えて、大都市圏については、そこから全国に感染が広がる前に対策を講じる必要があることを踏まえて、判断いたしました。

緊急事態措置を実施すべき期間は、2月7日までであります。

これまで1年近くの実験に基づいて、効果のあるものは全て対象とし、徹底的な対策を行います。飲食店の夜8時までの時間短縮に加えて、不要不急の外出の自粛、テレワーク7割、イベントの入場制限、この4つを実施いたします。

今回の対策全体が効果を上げるには、国と自治体がしっかり連携、協力し、国民の

御協力を頂くことが極めて重要であります。

今後、国と宣言対象の各都府県との連絡会議を新たに設け、この連絡会議での議論を通じて、自治体には地域の実情を踏まえた対策を実行していただき、国は最大限必要な支援を行ってまいります。

最近の国内の厳しい状況や海外からの入国者から変異株が確認された事例を踏まえ、さらに徹底した水際対策を行うことといたします。

感染拡大を食い止めるため、各大臣におかれては、本日の決定に基づいて、引き続き、全力で対策に当たってください。

(注) 「静岡県」と発言しましたが、正しくは「福岡県」です。

以 上